

5 小麦・大豆の国産化の推進

【令和5年度予算概算決定額 90(100)百万円】
【令和4年度補正予算額 14,361百万円】

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

① 生産対策 (小麦・大豆生産技術向上事業) **90(100)百万円**

【令和4年度補正予算】5,961百万円

小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入**等を支援します。

② 流通対策 **【令和4年度補正予算】300百万円**

ア 麦類供給円滑化事業

国産麦を**一定期間保管**することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

イ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業

小麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策 (小麦・大豆利用拡大事業) **【令和4年度補正予算】100百万円**

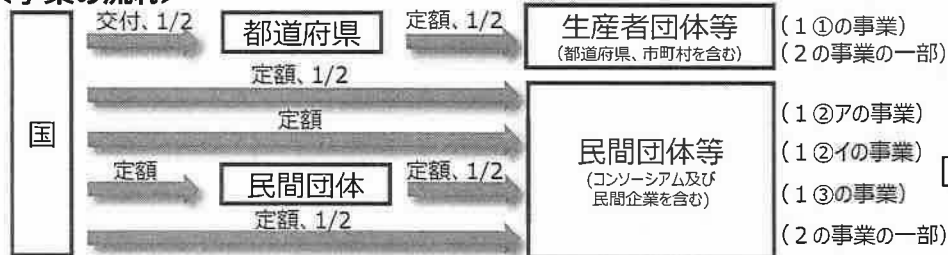
国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**や**PR、マッチング**等を支援します。

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策 (小麦・大豆)

【令和4年度補正予算】8,000百万円

産地と実需が連携して国産小麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**農業機械**や**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産小麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**等を支援します。

<事業の流れ>

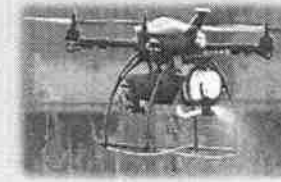


<事業イメージ>

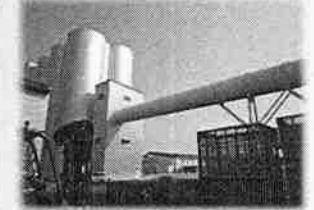
生産対策



営農技術の導入 (定額)



農業機械の導入 (1/2以内)



乾燥調製施設の整備 (1/2以内)

流通対策



・ ストックセンターの整備 (1/2以内)
・ 一定期間の保管 (定額、1/2以内)

消費対策



・ 新商品の開発 (定額、1/2以内)
・ 加工設備・施設の導入 (1/2以内)

小麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (1)①、1)②イ、1)③(大豆)、2)の事業) 農産局穀物課 (03-6744-2108)
(1)②ア、1)③(麦)の事業) 貿易業務課 (03-6744-9531)

14 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和4年度補正予算額 30,600百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援**
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- ③ 国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の**増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、園芸作物等の生産体制の合理化に向けた機械・設備のリース導入等や出荷調整可能な大型加工施設の整備、流通効率化に係るパレタイザー等の施設整備等**を支援します。

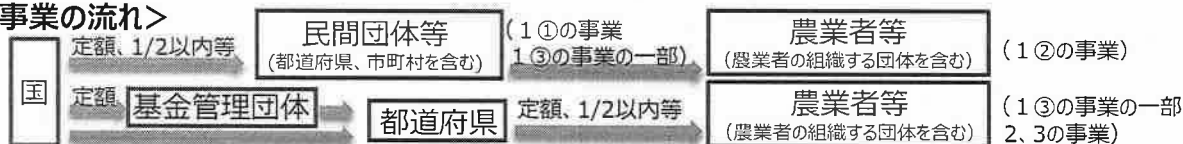
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上



【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②③、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (1③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

46 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業

【令和4年度補正予算額 5,050百万円】

（関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業 持続的畑作確立枠 600百万円）

<対策のポイント>

畑作産地において、病害虫の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、**サツマイモ基腐病等の病害抑制と需要に応じた生産拡大の両立、種ばれいしょの供給力の強化、労働負担軽減、新たな需要拡大、環境に配慮した生産体系の確立等の取組**を支援します。

<事業目標>

- かんしょの生産量の増加（86万t [令和12年度まで]）
- ばれいしょの生産量の増加（239万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 国産需要の高い作物の生産拡大等支援

- ① ばれいしょの生産拡大のため、種ばれいしょの新産地形成や実需と連携した産地モデルの育成、病害抵抗性品種の導入等の取組を支援します。
- ② 豆類等の安定生産のため、複数年契約取引の拡大や新品种の導入、基幹作業の外部化や省力作業機械の導入等による労働負担の軽減等の取組を支援します。
- ③ 需要の高い作物の増産を図るため、てん菜の一部を需要の高い作物に転換する取組を支援します。

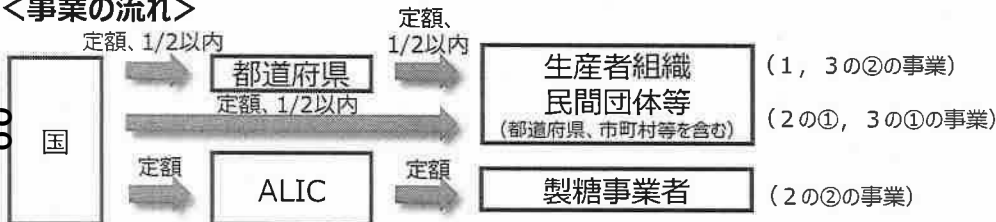
2. 砂糖等の新規需要拡大対策

- ① 甘味資源作物の持続的な生産を確保するため、加糖調製品から国内で製造された砂糖を用いた調製品への置き替えを促すための市場調査やマッチング・PR、新製品開発等の取組を支援します。また、甘味資源作物の他用途利用を図る取組を支援します。
- ② 国内製造の砂糖の優位性を十分に活かすことができるよう、国内製造の砂糖について、需要のある加糖調製品へと仕向先を変更する取組を支援します。

3. 環境に配慮した生産体系確立支援

- ① かんしょの病害抑制のため、交換耕作の導入・拡大や継続栽培等の取組を支援します。
- ② 減農薬・減化学肥料など環境に配慮した生産技術確立のため、環境に配慮した生産を拡大するための実証等の取組を支援します。

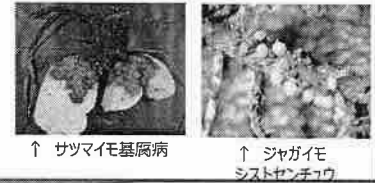
<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

- ・かんしょや加工用ばれいしょ、豆類などの需要の高まり
- ・労働力不足の顕在化
- ・難防除病害虫の発生
- ・減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり など



様々なリスクや環境の変化への対応力強化・生産性向上による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

国産需要の高い作物の生産拡大

- ▶ 種ばれいしょの新産地形成、実需と連携したばれいしょ産地モデルの育成等を支援
- ▶ 豆類等の複数年契約取引の拡大や新品种の導入を支援
- ▶ 基幹作業の外部化や省力機械の導入等の取組を支援
- ▶ てん菜の一部を需要の高いばれいしょや豆類などに転換する取組を支援

砂糖等の需要拡大

- ▶ 市場調査やPR等の取組、新たな製品開発のための機械設備等の導入を支援
- ▶ 加糖調製品から国内製造の砂糖に置き替える取組を支援
- ▶ 甘味資源作物の他用途利用に向けた取組を支援

環境に配慮した生産体系確立

- ▶ 交換耕作の導入・拡大、継続栽培等を支援
- ▶ 減農薬・減化学肥料など環境に配慮した生産を拡大するための実証等を支援

関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業
持続的畑作確立枠（600百万円）

持続可能な畑作生産体系の確立に向けた農業機械等の導入を支援。
（別途、畑作産地の課題に沿った成果目標を設定）

【お問い合わせ先】 農産局地域作物課（03-6744-2115）

食料安全保障強化政策大綱

令和 4 年 12 月 27 日

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

I 基本的な考え方

我が国における食料の安定供給は、国内生産の増大を図ることを基本に、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで、その確保を図ることとしている。

しかしながら、昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等も加わり、輸入する食品原材料や生産資材の価格高騰を招くとともに、産出国が偏り、食料以上に調達切替えが難しい化学肥料の輸出規制や、コロナ禍における国際物流の混乱などによる供給の不安定化も経験するなど、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題となっている。

これを受けて、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき、

- ① 化学肥料や配合飼料、燃料・ガスの価格高騰への影響緩和対策を講ずるほか、
- ② 農産物、生産資材等の過度な輸入依存からの脱却を図るため、小麦、大豆等の本作化、米粉の利用拡大、食品原材料の国産切替え、肥料の国産化・安定供給確保、飼料の増産、化学肥料の使用低減、省エネ技術の導入等、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

を講じているが、特に近年の急激な食料安定供給リスクの高まりに鑑みれば、食料安全保障の強化に向けた施策を継続的に講ずることにより、早期に食料安全保障の強化を実現していく必要がある。

このため、本政策大綱は、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかにするものである。

また、食料安全保障の強化に向け、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換とそれを支える国内の供給力の強化を実現するためには、農林水産業・食品産業の生産基盤が強固であることが前提となる。

このため、本政策大綱は、新しい資本主義の下、食料安全保障の強化のための対策に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化についても、改めてその目標等を整理し、その実現に向けた主要施策を取りまとめたものである。

Ⅱ 食料・農業・農村基本法の検証・見直しに向けた検討との関係

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。）は、制定から約 20 年が経過し、生産者の減少・高齢化など国内の農業・流通構造の変化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動などに伴い、食料安全保障上のリスクが同法制定時には想定されなかったレベルに達している。

このため、基本法については、本年 9 月以降、食料・農業・農村政策審議会で議論が行われるなど、その検証・見直しに向けた検討が進められているところであるが、生産者の減少・高齢化、人口減少下における国内市場の縮小など、我が国の農業が厳しい状況に置かれていることを踏まえ、令和 5 年度中の改正案の国会提出も視野に、検証・検討を加速化する。

また、食料安全保障の強化に向けた施策は、食料・農業・農村に関する政策全般の基本的な方向にも大きな影響を与えるものである。そこで、本政策大綱についても、現在進められている基本法の検証・見直しに向けた検討の結果を踏まえ、今後必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

Ⅲ 食料安全保障の強化のための重点対策

1 食料安全保障構造転換対策（過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応）

食料安全保障については、国内の農業生産の振興を図りながら、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせ強化していく。そうした中、農林水産物・食品の過度な輸入依存は、原産国の不作等による穀物価格の急騰や、化学肥料原料産出国の輸出規制による調達量の減少などが生じた場合に、思うような条件での輸入ができなくなるなど、平時でも食料の安定供給を脅かすリスクを高める。

他方、小麦や大豆、米粉用米を始めとする国産の農林水産物については、品質の向上が進む中で、海外調達の不安定化と相まって、活用の拡大が期待されるものがある。

飼料については、牧草、稲わら等の粗飼料を中心に国内の生産余力があり、生産する耕種農家と利用者である畜産農家との連携や広域流通の仕組み、利用者の利便を考慮した提供の在り方等を実現することにより、活用の更なる拡大が期待される。そのほか、子実用とうもろこし等の穀物等、輸入に代わる国産飼料の開発・普及などが期待されている。

また、肥料についても、国内には、堆肥や下水汚泥資源などの国内資源があり、化学肥料を代替するものとして、これらの活用が期待されるほか、環境負荷低減等の取組による使用量の低減や、国内で調達できない肥料原料の備蓄等の取組の重要性が高まっている。

このため、農林水産物・生産資材ともに、過度に輸入に依存する構造を改め、

生産資材の国内代替転換や備蓄、輸入食品原材料の国産転換等を進め、耕地利用率や農地の集積率等も向上させつつ、更なる食料の安全保障の強化を図る。

(1) 生産資材の国内代替転換等

生産資材について、例えば化学肥料原料は、大半を輸入に依存しており、その安定供給に向けて肥料原料の備蓄等の重要性が増している。一方、国内には、堆肥、下水汚泥資源等の国内資源が存在しており、これらの生産資材の代替転換や化学肥料の使用低減は、環境への負荷低減にも資するなど、将来にわたって持続可能な生産への転換を実現するものとなる。その他にも、施設園芸や特用林産、漁業で使用する燃料や、電気等のエネルギー、プラスチック資源等の使用でも同様のことが言える。

また、飼料、特に牧草、稲わら等の粗飼料は、国内でもまだ生産余力がある中で、海外への依存を減らすことで、家畜の生産基盤を強靱なものにするとともに、耕畜連携により、粗飼料の生産時に、家畜排せつ物を堆肥として土壌還元することで、環境にやさしい持続的な生産システムの確立を図ることができる。

以上を踏まえ、肥料については、堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大への支援（畜産農家・下水道管理者、肥料メーカー、耕種農家などの連携や施設整備等への支援など）、土壌診断・堆肥の活用等による化学肥料の使用低減、肥料原料の備蓄に取り組む。

飼料については、稲作農家と畜産農家の連携への支援など国産飼料の供給・利用拡大等を促進する。水産業についても養殖飼料用魚粉の国産化等を推進する。

そのほか、施設園芸や畜産・酪農によるヒートポンプの省エネ技術や特用林産、水産業における省エネ技術等の導入を支援する。

(目標)

- ・ 2030年までに化学肥料の使用量の低減 ▲20%
- ・ 2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大（2021年：25%）
- ・ 2030年までに有機農業の取組面積 6.3万haに拡大（2020年：2.5万ha）
- ・ 2030年までに農林水産分野の温室効果ガスの排出削減・吸収量 ▲3.5%
- ・ 2030年までに飼料作物の生産面積拡大 +32% 等

(2) 輸入原材料の国産転換、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等

これまで、価格やロットなどで利用しやすい輸入原材料が多く使用されていたが、近年、世界的な食料需要の増加に伴う国際的な調達競争の激化等により、平時でも思うような条件で調達できない場合が出てきている。

一方で、国内には、例えばパンや麺類等の米粉・小麦製品や、豆腐等の大豆加工品など、国産の活用・消費が見込まれるものがある。

以上を踏まえ、持続可能な食料供給の仕組みを構築するため、小麦・大豆等の国内生産の拡大や安定供給のための施設整備支援、水田の畑地化等を強力に推進するとともに、米粉の普及に向けた設備投資等を支援する。また、食品製造事業者に対して、国産原材料への切替えを促すための対策を講ずるほか、水産業についても加工原材料転換を推進する。

(目標)

- ・ 2030年までに2021年比で生産面積拡大
小麦+9%、大豆+16%、飼料作物+32%、米粉用米+188% 等

2 生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策

(1) 農林水産業の経営への影響緩和

輸入原材料や生産資材の国際価格が高騰し、予断を許さない状況が続く中、すぐには最終商品の販売価格への転嫁ができるわけではないことなどから、価格高騰の影響を受ける農林漁業者に対し、その経営への影響を緩和するため、施設園芸等燃料価格高騰対策、漁業経営セーフティーネット構築事業、肥料価格高騰対策、配合飼料価格高騰対策、日本政策金融公庫による資金繰り支援等の措置を講ずる。

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

生産資材の価格高騰は生産者等の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格に適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねない。このため、生産者・食品事業者・消費者等、国民各層の理解と支持の下、生産・流通コスト等を価格に反映しやすくするための環境の整備を図る。

また、全ての消費者が、いかなる時にも食料を物理的・社会的・経済的に入手できる環境が維持されることが重要であるが、食品価格の高騰は、これに支障を与えるおそれがある。

以上を踏まえ、食料・農林水産業に対する国民理解の醸成を図るとともに、食品ロス削減の取組の強化、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクや、こども宅食による食育の取組に対する支援や共食の場の提供支援等を実施し、農林水産省を中心に関係省庁が連携して価格高騰下で日常的に食料へのアクセスがしづらくなっている者への対策を実施する。

(目標)

- ・ 2030年度までに事業系食品ロスを2000年度比で半減(273万t)

3 各項目の主要施策

上記の対策の目標を踏まえ、必要な主要施策を次に掲げる。なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、毎年の予算編成過程において検討する。また、K P I（成果目標）については、進捗状況に応じて、随時改善し、既存施策を含め施策の不断の点検と見直しを行う。

継続的に講ずべき食料安全保障の強化のための対策の財源については、構造改革等を進めるものとして一時的には歳出の増加を招くものであることに鑑み、財政負担とのバランスを考慮した上で、毎年の予算編成過程で食料安定供給・農林水産業基盤強化本部が責任を持って確保するものとする。

(1) 食料安全保障構造転換対策（過度な輸入依存からの脱却に向けた構造的な課題への対応）

① 生産資材の代替転換等

- －肥料の国産化・安定供給の確保（肥料原料備蓄、堆肥・下水汚泥資源等の国内資源の肥料利用拡大、国内肥料資源の肥料利用のための技術開発・実証等）
- －生産資材の使用低減（土壌診断による化学肥料の低減等の栽培体系への転換、有機農業の取組拡大、生分解性マルチ導入、肥料の利用効率の向上等に資する新品種の開発等）
- －省エネ技術の導入加速化（ヒートポンプや省力化に資する漁業用機器の導入等）
- －飼料自給率向上に向けた対応（畜産農家と耕種農家との連携、飼料生産組織の運営強化、国産稲わらの利用拡大実証、国産粗飼料の広域流通等）
- －燃油・資材の森林由来資源への転換（特用林産物の生産資材の国産化、生産施設に係る省エネ化、木質バイオマスエネルギーへの転換促進等）
- －養殖業体質強化（配合飼料の主原料である魚粉の国産化、人工種苗への転換等） 等

② 輸入原材料の国産転換、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大等

- －食品事業者における原材料の調達安定化（国産切替えに伴う新商品開発、製造ラインの増設等）や水産加工原材料調達の平準化
- －畑作物の本作化の促進（水田畑地化等に伴い、畑作物の定着支援、実需者ニーズに対応するための低コスト生産の技術導入等）
- －国産小麦・大豆の供給力強化（作付けの団地化、ストックセンター、食品加工施設の整備等）
- －農業農村整備事業による食料安全保障の強化（水田の畑地化等）
- －米粉の利用拡大支援対策
- －海外依存度の高い品目の品種開発機能の強化 等

(2) 生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策

① 農林水産業の経営への影響緩和

- －肥料価格高騰対策
- －配合飼料価格高騰対策
- －燃料価格高騰対策
- －特用林産物の生産資材高騰対策
- －漁業経営セーフティネット
- －日本政策金融公庫等による資金繰り支援 等

② 適正な価格形成と国民理解の醸成

- －ニッポンフードシフト総合推進対策
- －食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策
- －消費・安全対策交付金のうち「地域での食育の推進」 等

IV 新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開に向けた主要施策

新しい資本主義の下、食料安全保障の強化に加え、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）を、農林水産政策の4本柱として展開することとし、そのための主要施策は次のとおり。

1 スマート農林水産業等による成長産業化

食料の安定供給のためには、国内生産を支える人と技術の確保が不可欠である。一方で、農業従事者は直近25年間で半減するなど、担い手が不足し、これを支える労働力不足も深刻化している。そのため、スマート技術等の省力化技術や、作業の外部化・機械の共同利用につながる農業支援サービス事業体等の活用により、労働力不足の解消や生産性の向上等を図り、「2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」、「2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている」等の目標を実現する。

- －スマート農林水産業の展開と、スマート農林水産業の実装に向けたサポート体制の強化（農業分野におけるスマートサポートチーム・拠点の創設、林業・水産分野におけるデジタル戦略拠点の創設、ICTを活用した水産業のスマート化等）
- －人口減少・高齢化が進む中での「デジ活」中山間地域の取組を支援
- －アグリビジネス社、ファンドの組成等を通じ、技術・サービスの開発・提供を行うベンチャー企業への資本注入
- －日本版SBIRを通じた研究開発のシーズ創出、事業化等への支援 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

食料の安定供給のためには、平時に海外の需要も取り込んだ形で生産を行うことにより、不測時にも対応できる供給の基盤を確立する必要がある。我が国の人口は減少し、日本の飲食市場の縮小が見込まれる中で、国内市場のみを想定したビジネス展開では、産業自体が縮小するおそれがある。他方、海外の飲食市場は、今後2030年に向けて50%以上の拡大（対2015年比）が見込まれており、農林漁業・食品産業の持続的な発展のためには、成長する海外市場を視野に入れる必要がある（特に、環境や食品衛生に係る海外の規制への対応は、農業生産・食品製造の持続可能性を高めることにもなる。）。そのため、国内の農林水産・食品製造業の一部を海外市場を志向する形態に転換することにより、国内の食料供給基盤の維持・強化を図り、不測時でも対応可能な供給力を確保し、農林水産業の付加価値や生産者の所得の増加につなげながら、

2025年の輸出額2兆円目標の前倒しを目指しつつ、2030年の5兆円目標を達成する。

- －海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成やGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の組織化
- －米、青果物、日本酒など15品目7団体の農林水産物・食品輸出促進団体の認定による品目ごとの売込みの強化
- －現地における輸出事業者等へのきめ細かなサポートを実施する輸出支援プラットフォームの立上げ
- －育成者権管理機関の設立等による知財の保護・強化 等

3 農林水産業のグリーン化（みどりの食料システム戦略の実現）

食料の安定供給のためには、農林水産業が自然資本を利用して営まれる産業である以上、温室効果ガスの削減、生物多様性の保全、窒素・リン等の資源循環など、環境への負荷を低減し、生産の持続可能性を高める必要がある。

一方で、昨今は、気候変動による異常気象の頻発など、環境への負荷が食料システムの持続可能性に対する脅威となりつつある。そのため、みどりの食料システム戦略に基づく取組を強力に推進することにより、2030年までに化学肥料の使用量▲20%、堆肥・下水汚泥資源の肥料としての使用量を倍増し、肥料使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減・吸収量▲3.5%等のKPIを達成し、もって、環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費を実現し、将来にわたり持続可能な食料システムを確立する。

- －下水汚泥資源の肥料利用のための施設整備、堆肥の広域流通など、Ⅲの3（1）に掲げる施策
- －下水汚泥資源を利用した肥料の新たな規格の創設
- －みどりの食料システム法に基づく基本計画の全国展開
- －2030年までに全国200市町村を想定したオーガニックビレッジの創出
- －消費者の選択を容易にする環境負荷低減の「取組の見える化」
- －エリートツリーの活用、非住宅・中高層建築物等における木材利用の拡大等、国産材の安定供給体制の確保 等

4 食料安全保障の強化

主要施策は、Ⅲの3に記載されているとおり。

食料安全保障強化政策大綱のポイント

- 本政策大綱では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、**継続的に実施**。
- 令和5年度中の改正案の国会提出も視野に入れた**食料・農業・農村基本法の見直し**の検討結果を踏まえ、**本政策大綱も必要に応じて施策の見直し**。KPI（成果目標）についても**随時改善**。

I 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

(1) 食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換

- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、**肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施**
- 耕畜連携による**国産飼料の供給・利用拡大**、**養殖飼料（魚粉）の国産化の推進**
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く**省エネ技術の導入加速化** 等

(2) 安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

- **水田を畑地化し、麦・大豆等の本作化の促進**
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な**米粉の生産・利用の拡大支援**
- 食品事業者における**国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進** 等

2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

(1) 農林水産業の経営への影響の緩和

- 肥料、配合飼料、燃料の高騰へ対応
- 日本政策金融公庫による資金繰り支援 等

(2) 適正な価格形成と国民理解の醸成

- 国民理解醸成に向け情報発信
- 食品ロス削減・フードバンクへの支援 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農林水産業の展開と実装に向けたサポート体制の強化 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 2025年の輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けて、輸出産地の形成、品目団体の認定、輸出支援プラットフォームの設立 等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の実現に向けて、堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増、堆肥の広域流通、オーガニックビレッジの創出、エリートツリーの活用・国産材の安定供給 等

1 我が国の食料安全保障の基本的な考え方 (食料・農業・農村基本法(H11年)及び食料・農業・農村基本計画(R2.3))

- 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料需給等に不安定な要素が存在していることを考慮し、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保。
- また、世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生による輸入や人の移動の一時的な停滞等、我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化しつつあり、自然災害や輸送障害等の一時的・短期的に発生するリスクも常に存在。
- このため、不測の事態に備え、平素から食料供給に係るリスクの分析・評価を行うとともに、我が国の食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討、実施することにより、総合的な食料安全保障を確立。

(1) 食料安全保障の確立に向けた取組

① 国内の農業生産の増大

- ・ 担い手の確保や農地の集積・集約化
- ・ スマート農業による生産性向上
- ・ 国産農産物の増産や国産への切り替え
- ・ 輸出拡大にも対応した畜産物・果実等の増産
- ・ 食育や地産地消の推進 等

② 輸入穀物等の安定供給の確保

- ・ 輸入相手国との良好な関係の維持・強化
- ・ 関連情報の収集・分析、定期的な情報発信 等

③ 備蓄の適切な運営

- ・ 米、小麦及び飼料穀物の備蓄の適切な運営 等

(2) 不測時に備えた食料安全保障

- リスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、どう変化するか等について定期的に検証
- 主要な不測の事態を想定した具体的な対応手順を検証

■ 我が国の農産物備蓄等の状況

品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
米	100万トン程度	2年連続して不作でも対処し得る水準を国家備蓄
食糧用小麦	外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分	代替輸入(4.3か月程度必要)できるまでの期間をまかなう水準を国家備蓄
飼料穀物	100万トン程度	不測の事態による急激なひっ迫等に対処し得る水準を民間備蓄

2 我が国の食料安全保障の強化に向けた道の基本的な考え方

- 国内最大の食料供給地域である北海道が、本道農業・農村が有する人、農地、技術といった潜在能力をフル活用し、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与。
- 食料安全保障の強化に向けて、国に対しては、国内で生産できるものはできるだけ国内で生産し、①農産物の増産、②輸入代替への支援、③輸出の促進などについて提案。
- 道としても、輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大、輸入品から道産品への置換え、有機物資源の有効活用を推進。

食料安全保障をめぐる情勢

《世界の情勢》

- ・ 世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少等
- ・ コロナ・ウクライナ情勢等により世界の食料需給をめぐるリスクが顕在化

《国内の情勢》

- ・ 食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存
- ・ 燃油や肥料、飼料の国際価格が高い水準で推移
- ・ 燃油や肥料・飼料の価格高騰への影響緩和対策の実施

本道農業・農村の役割

食を支える

消費者ニーズに応えた安全・安心で良質な食料を安定的に供給する我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える。

地域と所得を支える

本道農業は、食品加工、運輸、流通・販売、観光など広範な産業と密接に結び付き、道民生活や地域経済を支える。

多面的機能を発揮する

洪水の防止や水源のかん養など様々な公益的機能の発揮により、道民の生命と財産、豊かなくらしを守るとともに、地域固有の食や文化の保存・伝承。

「食料安全保障に関する農政部推進チーム」の設置と展開方向

「食料安全保障に関する農政部推進チーム」

【目的】 我が国の食料安全保障の強化に向け、本道農業が最大限寄与し、持続的に発展していくため、農林水産省との意見交換を実施しながら取組を推進。

【構成】 チーム長：農政部長、副チーム長：次長、メンバー：局長級及び関係各課の課長級

【主な取組】 食料安全保障の強化に向けた当面の対策や中長期的な課題への対応について、農林水産省と農政部推進チームとで意見交換を実施。

1 輸入依存穀物の北海道産への置換え

○小麦・大豆・子実用とうもろこしの増産



2 自給飼料の生産拡大

- ①ICT技術を活用した草地更新技術の普及
- ②サイレージ用とうもろこし等の作付け拡大



3 食料原材料の北海道産への置換え

- ①輸入小麦から道産小麦への原材料の置換え
- ②輸入原料チーズから道産チーズのシェア拡大



4 有機物資源の利用拡大に向けた検討

- ①堆肥の活用
- ②下水汚泥の肥料化
- ③稲わらの飼料化



本道農業の価値と強み

価値

・全国の1/4を占める耕地面積を活かし、稲作、畑作、酪農など生産性の高い農業を展開

強み

・高い食料供給力と「食の北海道ブランド」
 ・厳しい自然条件下で培った優れた技術

農業分野における物価高騰等対策

令和4年12月 農政部

	国の対策	道の対策		
		2定	3定	4定
酪農支援	配合飼料価格高騰緊急対策事業 【R4予備費435億円、R4補正103億円】 ○配合飼料価格の高騰による影響を緩和する配合飼料価格安定制度により補填金を交付(制度の異常補填基金に積増し) 飼料価格高騰緊急対策事業【R4予備費504億円】 ○生産コストの削減等に取り組む生産者に対して、補填金を交付(配合飼料 6,750円/ト) ○生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農経営に対して、補填金を交付(北海道 7,200円/頭) 生乳需給改善対策【R4補正57億円】 ○早期に経産牛をリタイアさせ、生乳の生産抑制に取り組む場合、奨励金を交付(150,000円/頭) 国産チーズの競争力強化対策【R4補正53億円】 ○国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援(8円/生乳1kg)	自給飼料生産利用推進緊急対策事業【1億円】 ○道産飼料の安定供給体制を確立するため、飼料生産用機械等の導入を支援 ・ <u>子実用とうもろこし、飼料用米関連機械等の導入</u> 補助率1/2以内	酪農畜産経営安定化支援緊急対策事業【24億円】 ○飼料価格の高騰による酪農・畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を全額支援 ・ <u>生産者積立金を全額支援</u> 600円/ト ○生乳の需給安定を図るため、道産チーズの需要を拡大 ・ <u>宅配ピザ事業者との連携による道産チーズの需要開拓</u> ・ <u>家庭用道産チーズの消費拡大</u>	酪農生産基盤確保対策事業【32億円】 ○本道の酪農経営の維持・発展を図るため、飼料価格の高騰の影響を受ける酪農家が行う優良な乳用牛群を確保するための経費を支援 ・ <u>種付け料を支援 6,800円/頭</u> ○ 飼料価格高騰緊急対策事業の7,200円/頭と合わせて14,000円/頭
	肥料	肥料コスト低減体系緊急転換事業【R3補正45億円】 ○肥料コストを低減する技術を活用した取組などを支援(土壌診断に基づく施肥設計の見直し等) 化学肥料原料調達支援緊急対策事業【R4予備費100億円】 ○肥料製造業者が代替国から原料を調達する場合の掛かり増し経費を支援 肥料価格高騰対策事業【R4予備費788億円】 ○化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部(7割)を支援	化学肥料購入支援金給付事業【21億円】 ○肥料購入に係る農家負担を軽減するため、支援金を給付 ・ <u>農業者の肥料購入費 3,125円/ト</u>	
燃油・電気・ガス等	施設園芸等燃料価格高騰対策【R4補正85億円】 ○計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、燃油・ガスの価格が一定の基準を超える場合に補填金を交付	施設園芸エネルギー転換促進事業【2.5億円】 ○施設園芸に係る省エネ機器・設備等の導入を支援 ・ <u>無加温ハウスの整備、省エネ機器や資材等の導入</u> 補助率1/2以内	農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業【2.3億円】 ○土地改良区における農業水利施設の適切な維持管理に向けて、電気料金の高騰分を全額支援 ・ <u>令和4年の農業用水使用期間(5～8月分)の電気料金高騰分</u> 補助率10/10	
消費拡大	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業【R4補正50億円】 ○【砂糖等の新規需要拡大対策】 加糖調整品から国内で製造された砂糖を用いた調整品への置換え等を図る取組を支援			てん菜糖消費拡大推進事業【1千万円】 ○本道のてん菜生産・製糖を維持するため、道産てん菜を原料とする砂糖の消費拡大を図るための取組を実施 ・ <u>道産砂糖を利用した商品の情報発信</u>

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画の概要

～生産力向上と持続性の両立をめざして～

資料2-11

1 北海道基本計画について

計画策定の趣旨

農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本道の農林漁業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう策定

計画の位置付け

「みどりの食料システム法」第16条に基づき、都道府県と市町村が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」

計画期間

令和4年度（2022年度）から8年度（2026年度）までの概ね5年間

2 農林漁業における環境負荷低減に関する基本方針

農林漁業における環境負荷低減の意義

農林漁業における環境負荷低減の取組は、農林漁業の持続的な発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与

「みどりの食料システム戦略」と「みどりの食料システム法」

「みどりの食料システム戦略」では、生産から消費の各段階で環境負荷低減のイノベーションを推進することとしており、「みどりの食料システム法」では、環境負荷低減事業活動等の認定制度が創設

農林漁業分野の温室効果ガス排出状況と「ゼロカーボン北海道」

一次産業を基幹産業とする本道では、農林漁業分野の温室効果ガス排出割合が国内と比べて2.5倍

北海道では、2050年度までに「ゼロカーボン北海道」を目指しており、農林漁業においても温室効果ガスの排出削減などに取り組むことが重要

道の農林漁業における環境負荷を低減する取組の状況

農業分野：クリーン農業、有機農業、スマート農業の推進など

林業分野：森林吸収源対策として人工林の計画的伐採、植林など

漁業分野：ブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全支援など

農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向

本計画においては、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動等の内容を定め、農林漁業者による環境保全型農業や温室効果ガス排出量の削減などに資する活動を促進

3 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷の低減に関する目標

○ 燃料燃焼によるCO ₂ 排出量（農業）	153万t-CO ₂ （H25）	→	136万t-CO ₂ （R12）
○ 化学農薬使用量	29.8kg/ha（R1）	→	26.8kg/ha（R12）
○ 化学肥料使用量	468.5kg/ha（H28）	→	374.8kg/ha（R12）
○ YES!clean農産物作付面積	17,734ha（H30）	→	20,000ha（R6）
○ 有機農業取組面積	4,817ha（R2）	→	11,000ha（R12）
○ GNSSガイダンスシステムの累計導入台数	11,530台（H30）	→	26,000台（R7）



環境負荷低減事業活動の内容

(1) 土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動

有機農業や特別栽培農産物、持続性の高い農業生産方式の導入など

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替、ヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、稲わらのほ場からの搬出及び堆肥化など

(3) その他

土壌への炭素の貯留に資する生産方式、化石資源由来のプラスチック使用量の削減に資する生産方式の導入など



カルチによる除草作業

特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

市町村と連携し、モデル的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進

環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容

- ・ センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断の高度化、施肥管理法改善等による化学肥料削減技術の開発
- ・ 総合防除や難防除病害虫の防除対策技術の開発
- ・ 気候変動などによる新規・特異発生病害虫等に対応する技術の再構築
- ・ ICT・AIなどの先端技術を活用した省力化技術の開発
- ・ 収量・品質を維持する安定した有機農業やクリーン農業技術の開発 など



センシング用ドローン

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費の促進

- ・ 地産地消等の取組を「愛食運動」として総合的に展開
- ・ クリーン農業や有機農業により生産された農産物等の流通及び消費の促進の取組を推進



環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・ 庁内関係部局と横断的な連携を図りながら、効率的で実効性のある施策を推進
- ・ 農林漁業者の主体的な取組を基本に、道や市町村、関係団体、試験研究機関などが連携・協働して推進
- ・ 計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を実施